

令和2年（む）第95105号

決 定

被疑者 相 嶋 静 夫

被疑者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月13日東京地方裁判所裁判官がした勾留の裁判に対し、同月16日弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

共犯者と共謀の上、経済産業大臣の許可を受けずに自らが顧問を務める会社製の噴霧乾燥器を中国に輸出したという本件事案の性質及び内容、被疑者や共犯者、関係者の供述状況、被疑者及び共犯者の同会社内での地位、捜査の進捗状況等に照らせば、被疑者が、故意、共謀等の罪体や犯行に至る経緯等の重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、被疑者が逃亡すると疑うに足りる相当な理由及び勾留の必要性も認められる。

よって、本件準抗告は理由がないから、刑事訴訟法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年3月17日

東京地方裁判所刑事第11部

裁判長裁判官 吉 崎 佳 弥

裁判官 井 下 田 英 樹

裁判官 池 田 翔 平

これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

遠 藤 尚 記